

議案第 37 号

芽室町新嵐山スカイパーク指定管理者の指定の件

芽室町新嵐山スカイパークの指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。

令和 7 年 9 月 25 日提出

芽室町長 手 島 旭

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
名 称 芽室町新嵐山スカイパーク
所 在 地 芽室町中美生 2 線 40 番地ほか
- 2 指定管理者
所 在 地 札幌市豊平区羊ヶ丘 1 番地
名 称 株式会社 まちのミライ
代表者名 代表取締役 河合 竜二
- 3 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日
令和 13 年 3 月 31 日

説 明

指定管理者の指定に当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

1 審議結果

株式会社まちのミライを指定管理者として適当であると認める。

2 施設名称と所在地

施設名称	所在地
芽室町新嵐山スカイパーク	河西郡芽室町中美生2線40番地 ほか

3 応募団体（1者）

団体名	所在地
株式会社まちのミライ	札幌市豊平区羊ヶ丘1番地

4 審議経過

募集期間	令和7年5月30日～令和7年7月4日
第1回選定委員会 (令和7年8月28日)	・手順、評価方法の審議 ・募集内容の確認 ・応募者提案内容の審議・評価
最終確認 (令和7年9月8日)	・選定評価、結果報告書の確認

5 審議手順

- (1) 募集要項、事業計画書等により要求水準が満たされているか確認した。
- (2) 担当課及び応募団体の同席により、疑問点を確認した。
- (3) 次の表のとおり審議項目と視点を設定し評価を行った。

審議項目	視点	配点
(1) 利用者の平等な利用確保	①利用者の視点に立った理念・目標を持っているか	10
	②公共施設として利用の平等性に配慮されているか	5
(2) 利用者に対するサービス向上	①サービス向上策の実現性	5
	②接遇向上の取り組み	5
	③利用者への情報提供	5
(3) 施設効用の最大限発揮	①自主事業の企画内容と実現性	15
(4) 施設の適切な維持管理	①施設、設備維持の考え方及びその実施する内容	10
	②人員配置・体制(危機管理含む)	5
(5) 管理経費の縮減	①管理経費縮減策	5
	②事業費の妥当性	5
(6) 安定した管理能力	①安定した管理能力があるか	10
(7) 地域住民の声の反映	①利用者意見の反映策及び苦情解決	10
(8) 提案価格	提案価格	10

6 評価結果について

審議対象	株式会社まちのミライ
総合点数	68.96点／100点
【付点方法】 視点ごとに付点する。配点は通常項目の最大5点から重点項目の最大15点までとし、その6割となる3点、6点、9点をそれぞれ基準点とした。 全項目の合計は100点（基準点は60点）であり、各委員の評価点の平均（小数点以下第3位切り捨て）を総合点数として決定した。なお、総合点数が基準点である60点を超える場合は指定管理者として適当とした。	

7 適当と認めた理由について

株式会社まちのミライの総合点数は基準点を上回る68.96点である。

昨年度からメムロスキー場管理業務委託を受注し、今年度も委託事業者として真摯に業務を進めている。

加えて道内自治体の公園、スキー場を指定管理者として管理している実績もあることから、公の施設としての役割を十分認識したうえでの安定した運営に期待できる。

芽室町が目指す新嵐山スカイパークの方向性を理解したうえでの事業計画が提案されており、サービス品質の継続的な向上を最重要課題に位置付け、利用者の声を反映させることを運営方針の柱としていることは、公共施設の指定管理者としての要件を満たすものである。

また、新嵐山スカイパークの施設整備の計画は現在町が策定中であるが、自主事業は5年の期間の中で認知度向上から安定的な集客を経てブランドの確立を目指す構成であり、将来を見据えた事業の展開に期待したい。

施設の維持管理においては、点検・清掃や専門業者の活用、適正な人員配置と明確な役割分担を行いつつ、利用者の安全を最優先に事業を進める方針を確認できた。

各委員個別には、いずれの審議項目においても基準点未満の評価はないことから、提案内容は町が求める水準を上回り、実現可能であり住民サービスの向上につながるものであるとの結論を得た。

以上審議の結果、指定管理者として適当であると認めるものである。

8 芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	佐野 寿行	副町長
委 員	河口 啓明	民間人有識者
委 員	高橋 広明	民間人有識者
委 員	福井 邦秋	民間人有識者
委 員	佐々木 快治	総務課長
委 員	佐藤 季之	都市経営課長